

N D L S加盟各県機関代表者・事務担当者 様

先日 著作権使用料に関して休業期間中の料金の減免について連絡を差し上げましたが、本日 J A S R A Cより以下のように連絡がまいりました。

1. J A S R A C東京支部の事務所は当分閉鎖となりますので暫くの間電話連絡は不可能となります。当分の間 HP・FAXでの連絡のみとなります。
2. 休業期間が5月6日までという申請が殆どですが、休業要請の期間が今のところ未定ですのでそれが確定してから再度申請をして頂きたいと思えます。
3. それに伴い、現在各教室に送付されている請求書は破棄して下さい。すでに支払われている方に関しては再度申請の後に対応致します。
4. 現在 個別・各県単位での申請を受け付けていますが、これは新型コロナウイルス感染拡大による休業申請に限っての事なので、それ以外の異動・変更報告等は従来通り N D L S事務局を必ず通して下さい。

*コロナ関連の休業申請に関しては 従来の手数料は発生致しません。

以上ですが 各県所属の教室の方々へ必ず周知をお願い致します。

又 何か有りましたら 私 馬淵 までご連絡を下さい。

N D L S事務局長 馬淵 靖彦
携帯 090-3088-3646